

金属配線間を埋めるプラズマ成膜装置又はその部分品若しくは附属品

輸出令別表第1の7の項(16)、省令第6条第十七号オ

貨物名：
メーカー名：
型及び銘柄：

パラメータシート
エレクトロニクス・貨物
様式:6-17-21/オ (1/1)
CISTEC 2024.02.01
(令和6年2月1日施行省令等対応)

質問事項	回	答	備考
オ 金属配線間の隙間に低誘電層を空隙が生じないようにプラズマを用いて成膜するように設計した装置設計した成膜装置又はその部分品若しくは附属品か？ (解釈) 「部分品・附属品」: 他の用途に用いることができるものを除く。 貨物等省令第6条第十七号の柱書の「部分品・附属品」の判定基準は、第十七号に該当の半導体製造装置に専用に設計されたものであって、該当となる機能・特性に必要不可欠であるか否かで判断する。	<input type="checkbox"/> いいえ ←判定結果へ	<input type="checkbox"/> はい ↓ 部分品・附属品の場合は本体装置名を記入 本体装置名 () 以下本体装置で判定	「いいえ」を選択した場合は、その理由を記すこと。 (理由)
金属配線の隙間は幅が25ナノメートル未満であり、かつ、深さが50ナノメートル超か？	<input type="checkbox"/> いいえ ←判定結果へ	<input type="checkbox"/> はい ↓	
成膜される低誘電層は比誘電率が3.3未満か？	<input type="checkbox"/> いいえ ←判定結果へ	<input type="checkbox"/> はい ←判定結果へ	
判定結果	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当	
該当項番	① 輸出令別表第1の7の項(16) ② 貨物等省令の条項等の番号等: 省令第6条第十七号オ		

注1: 回答の下の()内には、該・非に拘わらず本体装置名を記入する。数値は、設計値、カタログ又は仕様書等の数値を記入する。
注2: 回答欄右欄の「 はい」にチェックされた場合は該当と判定される。

検討の結果、以上のとおり相違ありません。

作成責任者: (作成年月日 年 月 日)
会社名
所属・役職
(フリガナ)
氏名
電話